

第3次
いわみざわ男女共同参画実践プラン
(中間見直し版)

令和8年(2026年)4月

岩見沢市

目 次

第1章 実践プランの基本的な考え方

1	プランの経過及び趣旨	1
2	プランの中間見直しについて	2
3	プランの概要	2
4	プランの期間	3
5	プランの期間の前半をふりかえって	3
6	男女共同参画の現状と課題	4
7	重点項目	5
8	プランの体系	7
9	成果指標	8

第2章 実践プランの内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識づくり	10
基本目標Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	20
基本目標Ⅲ	誰もが安心して暮らせる社会づくり	34

第3章 実践プランの推進体制

1	プランの推進	45
---	--------	----

資料編

	岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会名簿	48
	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン（見直し版）策定の経過	49
	男女共同参画年表	50
	男女共同参画社会基本法	55
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	60
	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	69
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	83

第1章 実践プランの基本的な考え方

1 プランの経過及び趣旨

平成 11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定されたことを受け、平成 14(2002)年度に「岩見沢市男女共同参画計画」を策定し、その後、市民と行政との協働により平成 19(2007)年度に計画の名称の変更とともに、男女共同参画を着実に推進するための具体的な施策を明らかにした「いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定し、平成 24(2012)年度に必要な見直しを行い、施策を総合的に推進してきました。

令和 3(2021)年度には、これまでの取組みを踏まえ「第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定しました。このプランでは、固定的な性別役割分担の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、あらゆる暴力の根絶などを重要課題として位置づけ、男女が対等に参画できる社会づくりを進めてきました。

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議との協働により、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきましたが、社会制度や慣行の中には、固定的な性別役割分担意識などが、今もなお存在しており、企業等での指導的役割や政策・方針決定等への女性の登用・参画も十分とは言えません。さらにはDV[※]等による人権侵害が社会問題となるなど、男女共同参画社会の実現には依然として多くの課題が残されています。

また、社会情勢を発端とした生活環境の変化が、家事、子育て、介護等の家庭責任の集中や、不安定な生活による社会的孤立の増大、不安・ストレスによるDVなどの暴力の増加・深刻化など、ジェンダー[※]視点での配慮が必要な社会的弱者の増加につながることを懸念されます。

こうした状況を踏まえ、岩見沢市では、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した施策を推進していくため、本プランの中間見直しを行います。

※ DV

ドメスティック・バイオレンスの略であり、配偶者やパートナーからの暴力のことを言います。

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

平成24(2012)年4月 「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」(H24～R3)

平成27(2015)年8月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

令和3(2021)年3月 「第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン」(R3～R12)

令和6(2024)年4月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

令和8(2026)年3月 「第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン(中間見直し)」(R8～R12)

2 プランの中間見直しについて

第3次いわみざわ男女共同参画実践プランについては、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間としており、「施策の内容」については5年間もしくは状況に応じて見直しを行うこととしております。このことから、社会情勢の変化や国・道の動向等を踏まえ、部分的な見直しを検討しました。

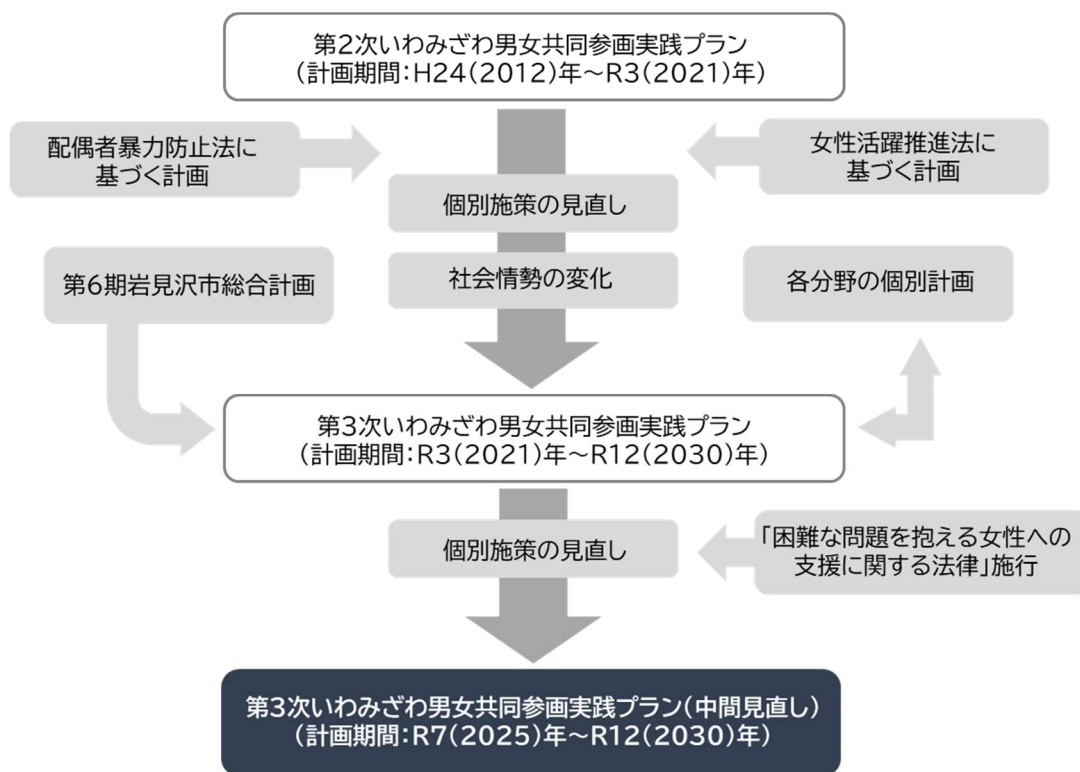
また、令和4(2022)年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。))では、性的な被害、家庭の状況、その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を、民間団体等との協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。この法律の趣旨を踏まえ、必要な支援を追記しました。

3 プランの概要

■このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策や事業を総合的・体系的に実施するための行動計画として策定するもので、平成24(2012)年4月に策定した「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」の後継計画となるものです。

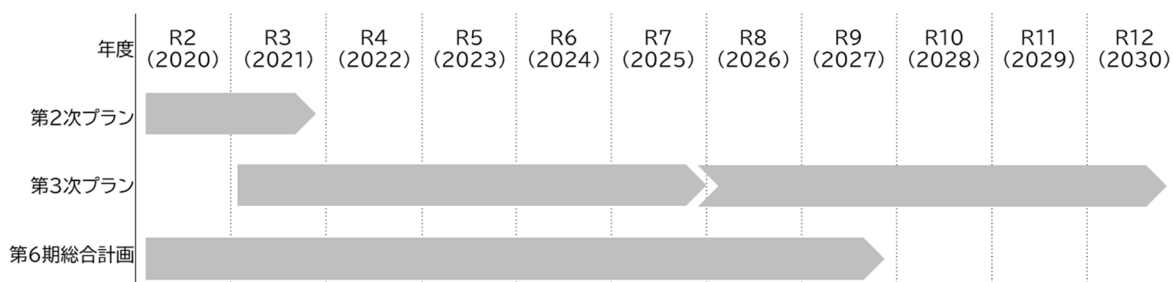
■このプランの一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に位置付けるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)第2条の3第3項に規定する市町村基本計画(配偶者暴力防止計画)、困難女性支援法第8条第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

■このプランは、国の第5次男女共同参画基本計画及び北海道の第3次男女平等参画基本計画の趣旨を踏まえて策定し、第6期岩見沢市総合計画及び本市の関連計画との整合を図ったプランです。



4 プランの期間

このプランの期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化等に対応するため、令和7(2025)年度に見直しを行いました。



5 プランの期間の前半をふりかえって

第3次プランにおいては、男女共同参画社会の実現を目指すため、3個の「基本目標」と、11個の「基本施策」に基づき、施策・事業に取り組んできました。このうち、「基本施策」については、評価指標を設定し、概ね5年ごとに実施する男女共同参画市民アンケート等により、各指標の目標値の達成度を確認しています(計画の概要は P10 以降参照)。

施策の展開という観点では、令和5(2023)年2月に、LGBTQなど性的少数者が社会的配慮を受けやすくするための「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。同制度の運用にあたっては、他市町と連携協定を締結し、協定締結市町間で転入転出した場合も、簡易な手続で引き続き制度が利用できるようにしたほか、令和7(2025)年4月には、「パートナーシップ連携協定」に加入し、転入・転出後も、簡易な手続で引き続き制度が利用できる自治体の範囲を広げました。

一方で、本プランの成果指標(P8-9参照)については、令和6(2024)年度末時点で15項目のうち目標値を達成したのは7項目であり、今後も取組みを推進していく必要があります。

成果指標の達成に向けては、具体的な施策の充実を図るほか、社会の制度や慣行を見直していくこと、また、市民や事業者への周知・啓発により理解を広めていくことが大切ですので、今後も関係機関と連携して一層効果的な施策に取り組んでいきます。

6 男女共同参画の現状と課題

(1) 意識の改革

本市では、男女共同参画の実現に向けて、これまでの計画に基づき、啓発事業の実施や審議会等への女性登用の促進など、様々な取組みを進めてきました。

その結果、市民の男女平等に関する意識は徐々に高まり、家庭や地域、職場などにおいて男女が協力しながら活動する姿も見られるようになりました。

本市が実施した意識調査では「家庭における固定的な性別による役割分担」は、解消に向けた意識が浸透しつつある一方で、「男女の地位の平等」は5年前の調査時と比べて、ほとんど変化が見られず、特に政治や社会全体、社会通念・慣習、職場環境においては「男性が優遇」が過半数を超えており男女間の「不平等」は依然として残っており、意識の改革が課題となっています。

(2) 農業分野における女性の参画

主要な産業である農業分野に、多くの女性が農業経営や地域農業の担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、農業分野における女性の参画は依然として限定的であり、経営の意思決定や運営に女性の意見が十分に反映されていない現状があります。

女性農業者のなかには、経営主としてではなく家族従事者として位置づけられる場合が多く、労働や経営への貢献が補助的とみなされる傾向があります。また、育児や介護など家庭責任を担う負担が大きいことから、研修や地域活動への参加が難しいという課題があります。

(3) 性の多様性への理解と尊重

近年、性的指向や性自認に関する社会的理解は進みつつありますが、周囲の無理解や偏見・差別、社会的慣行により生きづらさを感じる人も少なくありません。こうした状況を踏まえ、性の多様性に関する啓発や講座などを実施しています。

性別にかかわらず社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場において、性の多様性に関する正しい理解を推進する必要があります。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

女性であることにより、DVや性暴力、ストーカー行為、経済的困窮や孤立など、様々な困難な問題を抱える女性への支援の重要性が高まっています。様々な困難を抱える女性が安心して相談ができ、自立した生活ができる社会の実現に向け、相談窓口の認知度向上や、関係機関・民間団体と連携した相談支援体制を充実させる必要があります。

7 重点項目

男女共同参画社会の実現に関する取組みは、幅広い分野に及んでいるため、全体的な推進と併せて、特に重要な課題については、的を絞って取り組んでいく必要があります。

本プランでは、これまでの取組みの進捗状況や現在の経済社会情勢を踏まえ、次の4点について重点的に取り組みます。

●重点項目1 男女共同参画の推進

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議との協働により、事業者や関係機関等と連携した広報・啓発活動など、男女共同参画に対する意識の高揚や社会環境の整備に向けた総合的な取組みを進めます。

●重点項目2 性の尊重などの人権についての意識啓発

性の多様性や性的少数者[※]への理解と尊重に努め、自分らしい生き方を自ら選択し、実現できるように、意識の啓発に取り組めます。

●重点項目3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

岩見沢市の基幹産業の一つは農業です。その中で女性は農業従事者の約4割を占め、農業や農村社会で重要な役割を果たしています。しかし、農業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。農村における固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに女性の参画促進に努め、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

※ 性的少数者

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言い、「性的マイノリティ」「セクシャル・マイノリティ」とも言います。

●重点項目4 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報と意識の啓発を図るとともに、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関と緊密な連携を図りながら、安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めます。

また、被害者が安心して相談できるよう、相談支援体制の充実を図るため、多様な相談手段の確保等について検討します。

8 プランの体系

基本目標	基本課題	施策の方向
I 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の推進 [重点]	1 男女共同参画の推進 2 広報・啓発活動の積極的な展開 3 男女共同参画に関わる諸問題の相談体制の充実
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	3 性の尊重などの人権についての意識啓発 [重点]	1 性の尊重についての意識の啓発 2 男女共同参画の視点に立った表現の配慮
II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 審議会等委員への女性の参画の拡大 2 市女性職員の登用等の促進 3 あらゆる分野における男女共同参画の推進
	2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保 2 多様な就労ニーズに対応した女性の就業・起業支援
	3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立 [重点]	1 意識改革と方針決定過程への女性の参画の拡大 2 女性の経済的地位の向上と働きやすい環境づくり
	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 家庭生活の男女共同参画の推進と他の活動との両立支援 2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
III 誰もが安心して暮らせる社会づくり	1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 【配偶者暴力防止計画】 [重点]	1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進 2 DV被害者への支援体制の充実
	2 生涯を通じた心と身体健康づくり	1 生涯を通じた健康の保持増進 2 妊娠・出産等に関する健康支援 3 健康を脅かす問題についての啓発
	3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	1 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備 2 高齢者や障がい者等の社会参画の促進 3 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 NEW
	4 地域社会における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進 2 防災分野における男女共同参画の推進

9 成果指標

男女共同参画の実現に向けた取組みの進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、成果指標を設定します。

【令和3(2021)年 策定時】

■基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

項目	現状値	指標(令和7(2025)年)
「男女共同参画社会」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	66.3% (R1)	80%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人の割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	56.8% (R1)	60%(達成)
男女共同参画に関する啓発事業の参加者数	891人 (R1)	1,000人(達成)
「セクシャル・マイノリティ」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	80% (R1)	90%(達成)
性の多様性に関する啓発講座の参加者数	—	100人(達成)

■基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	指標(令和7(2025)年)
審議会等委員への女性の登用率	26.2% (R2.4.1)	30%(早期)更に40%以上 (達成)
市職員の女性管理職の割合	9.4% (R2)	19%
農業委員会に占める女性委員の割合	8.3% (R2)	10%
①北海道農業士、②北海道指導農業士の女性の認定者数	①4人 ②4人 (R2)	①6人 ②6人 (達成)

■基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

項目	現状値	指標(令和7(2025)年)
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	72.7% (R1)	90%
DV防止啓発講座の参加者数	485人 (R1)	500人
DVを経験したときに相談しなかった割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	28.9% (R1)	20%
健康寿命の延伸 ①男性の健康寿命 ②女性の健康寿命	①79.56歳 ②86.07歳 (H29)	①80.65歳 ②88.73歳 (R5)
健康ひろば来場者数	14,089人 (H30)	17,000人 (R5)
町会自治会等における女性役員の割合	18.9% (R2)	20%(達成)

【令和8(2026)年 見直し時】

■基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

項目	現状値	指標(令和12(2030)年)
「男女共同参画社会」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	71.6% (R6)	80%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人の割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	70.2% (R6)	80%
男女共同参画に関する啓発事業の参加者数	1,135人 (R6)	1,200人
「セクシャル・マイノリティ」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	90.1% (R6)	95%
性の多様性に関する啓発講座の参加者数	274人 (R6)	300人

■基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	指標(令和12(2030)年)
審議会等委員への女性の登用率	32.0% (R7.4.1)	40%
市職員の女性管理職の割合	18.4% (R7)	21%
農業委員会に占める女性委員の割合	8.3% (R7)	10%
①北海道農業士、②北海道指導農業士の女性の認定者数	①2人 ②9人 (R7)	①6人 ②9人

■基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

項目	現状値	指標(令和12(2030)年)
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	75.2% (R6)	90%
DV防止啓発講座の参加者数	441人 (R6)	500人
DVを経験したときに相談しなかった割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	50% (R6)	20%
健康寿命の延伸 ①男性の健康寿命 ②女性の健康寿命	①78.97歳 ②85.13歳 (R4)	①79.21歳 ②85.66歳 (R9)
健康ひろば来場者数	10,963人 (R6)	10,000人 (各年度)
町会自治会等における女性役員の割合	23.1% (R7)	25%

第2章 実践プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

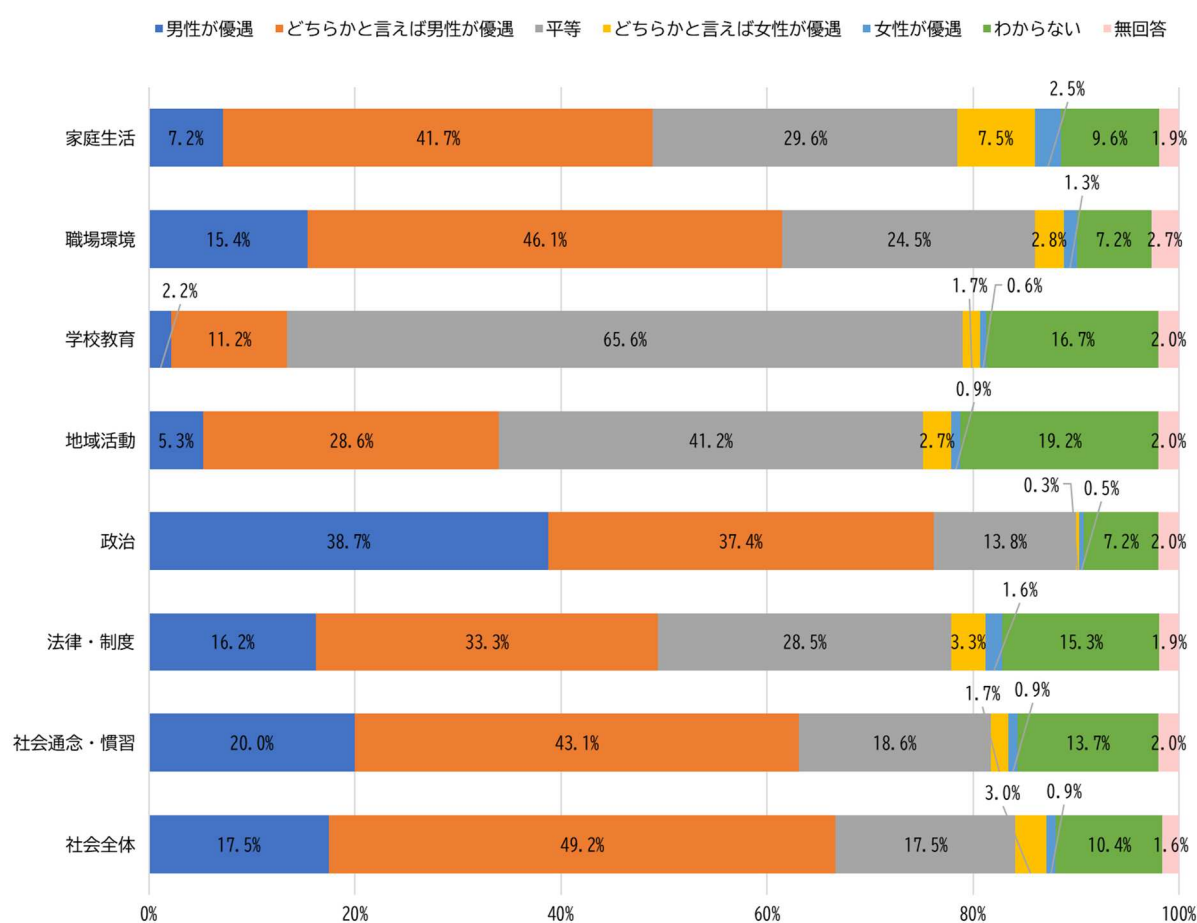
基本課題1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消と人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、市民の理解を得るための啓発活動はすべての取組みの根幹をなすものです。

また、すべての人が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る必要があります。

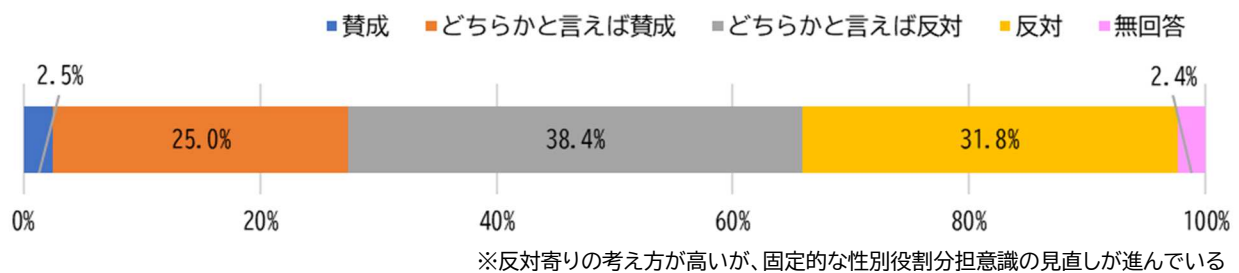
我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきていることから、国際社会の動向の把握に努め、市民への理解を促進する必要があります。

【参考図表1-1 男女の地位の平等感について（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】

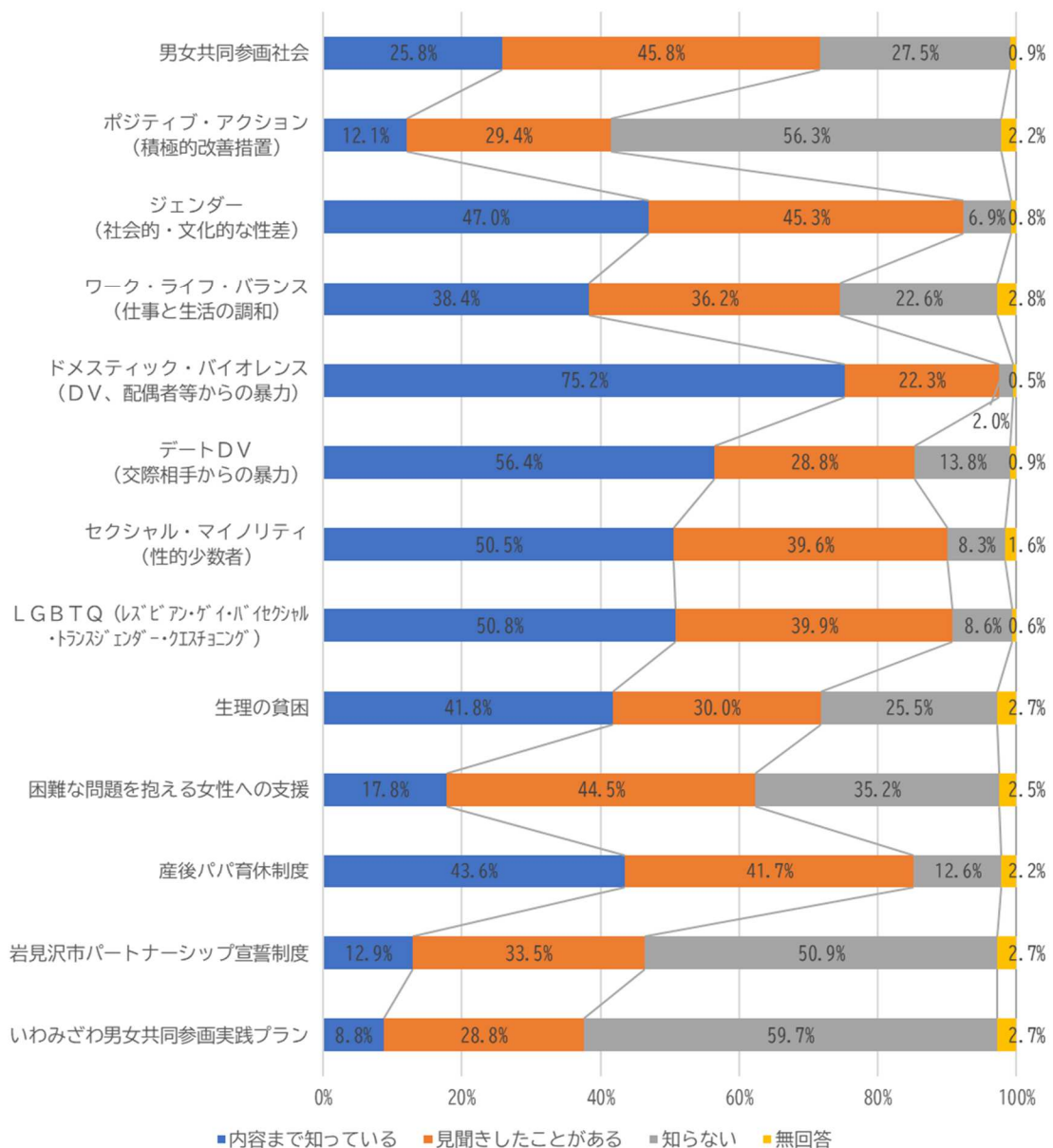


※政治、社会全体、社会通念・慣習、職場環境が「男性が優遇」が過半数を超えており、依然として不平等は残っている

【参考図表1-2 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



【参考図表1-3 男女共同参画に関する言葉の認知度（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



●施策の方向1 男女共同参画の推進

市民・団体、企業、行政の連携と協働により男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の内容	主な担当部
①男女共同参画の理念の普及啓発 いわみざわ男女共同参画実践プランを推進し、男女共同参画の普及啓発に努めます。	市民環境部
②市民・団体、企業、行政の連携と協働 男女共同参画社会を目指すために必要な連携・協働の仕組みづくりに努めます。	市民環境部
③人材育成、活動団体の支援 人材育成を目的とする男女共同参画に関する研修会等に市民を派遣します。 また、市民が主体となって行う男女共同参画に関する学習や推進活動を支援します。	市民環境部 教育部

主 な 事 業	①男女共同参画に関する情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	男女共同参画啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	②団体、企業との連携による出前講座の実施・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	協働の仕組みづくりの検討・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	③男女共同参画に関する研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	女性団体への活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室、教育部生涯教育課）

●施策の方向2 広報・啓発活動の積極的な展開

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。

施策の内容	主な担当部
①広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体、企業等に男女共同参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、インターネットの活用など、様々な媒体を用いて啓発活動を行います。	市民環境部
②講座、講演会等による啓発活動の推進 様々な課題を取り上げた講座や講演会等を開催し、啓発活動を行います。	市民環境部
③男性や若者世代への広報・啓発 男性や若者世代を対象とした性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進に努めます。	市民環境部
④関連する法令や制度の周知 男女共同参画に関する法律や制度等の情報収集と内容の周知に努めます。	市民環境部
⑤国際的な取組みについての情報提供 男女共同参画をめぐる国際的な動きや諸外国の女性が置かれている現状、支援の実態などについて情報の収集・提供を行います。	市民環境部

主な事業	①男女共同参画情報誌「ア・ライク」の発行・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	男女共同参画に関する情報発信・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	②男女共同参画講座・講演会の開催・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	③出前講座の実施・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	④～⑤広報・ホームページによる周知・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)

●施策の方向3 男女共同参画に関わる諸問題の相談体制の充実

男女共同参画に関わる相談に対し、関係機関と連携し適切な対応に努めます。

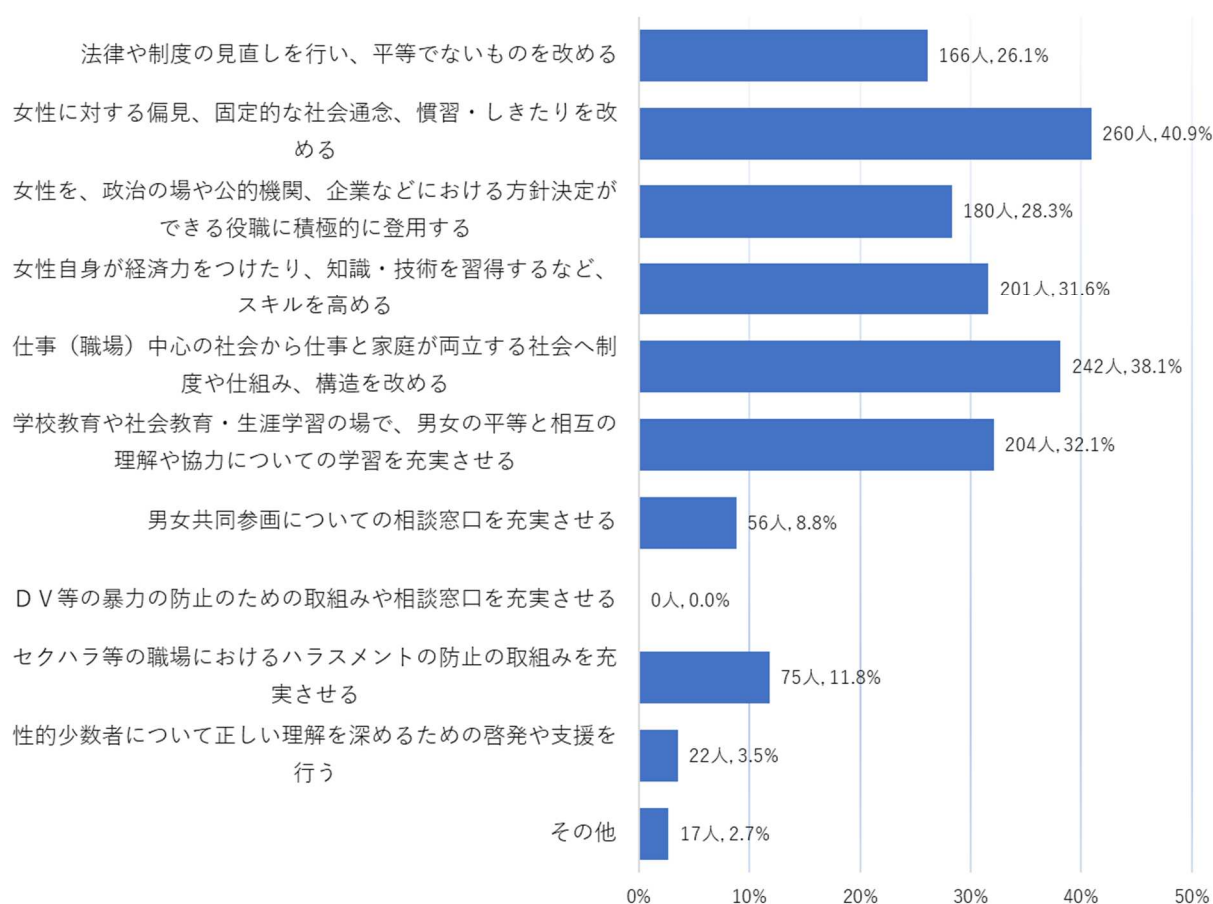
施策の内容	主な担当部
①相談体制の周知と充実 男女共同参画に関わる相談に対し、関係機関と連携し適切な対応に努めます。	市民環境部

主な事業	①各種専門相談の周知・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	②弁護士による無料法律相談・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)

基本課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画について効果的に市民の理解を促進していくためには、一人ひとりの生涯の中で、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場を通じて教育や学習の機会が提供されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとする必要があります。また、男女の主体的で多様な選択を可能とするため、そのエンパワーメント※を促進する観点も不可欠です。

【参考図表1-4 岩見沢市において、男女共同参画社会の実現を目指すためには、どのようなことが必要だと思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※「女性に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」が最も多く、社会全体の価値観や文化を変えていく必要性への理解が広がっている

※ エンパワーメント

「力をつける」という意味です。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で自己決定力を身につけ、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることを言います。

●施策の方向1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等や思いやりと自立の意識を育むことができるように、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性と能力を尊重した教育を進めます。

施策の内容	主な担当部
①人権尊重と男女平等の教育の推進 小中学校、高等学校において、児童・生徒の発達段階に応じた人権の尊重や男女の平等、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく男女が相互に協力することの重要性について指導の充実を図ります。	市民環境部 総務部 教育部
②男女共同参画の視点に立った進路指導 主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努めます。	教育部

主な事業	①小・中学生向けリーフレット等の作成・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 人権擁護委員会による出前授業・・・・・・・・・・（総務部総務課） 道徳や特別活動における男女平等・相互理解教育の推進・・・・・・・・（教育部指導室） ②キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室）
------	---

●施策の方向2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識することができる学習機会の提供に努めます。

施策の内容	主な担当部
①家庭教育の機会の提供 男女共同参画の意識を高め、性別に基づく固定的な役割分担にとられない意識が醸成されるよう、家庭教育学級、家庭教育セミナー等の学習機会の提供に努めます。	教育部
②子育てに関する学習機会の提供 子育て中の親やこれから親となる市民を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供します。	教育部 健康福祉部

主な事業	①家庭教育推進事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部生涯教育課） ②パパママ教室、ライフデザイン支援事業の実施・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
------	---

●施策の方向3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたる学習機会の提供と社会参画の促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①生涯学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯にわたる市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	教育部
②女性の学習機会の提供 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における様々な活動に参画する力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。	市民環境部
③女性団体への活動支援 女性団体・グループ等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。	市民環境部 教育部

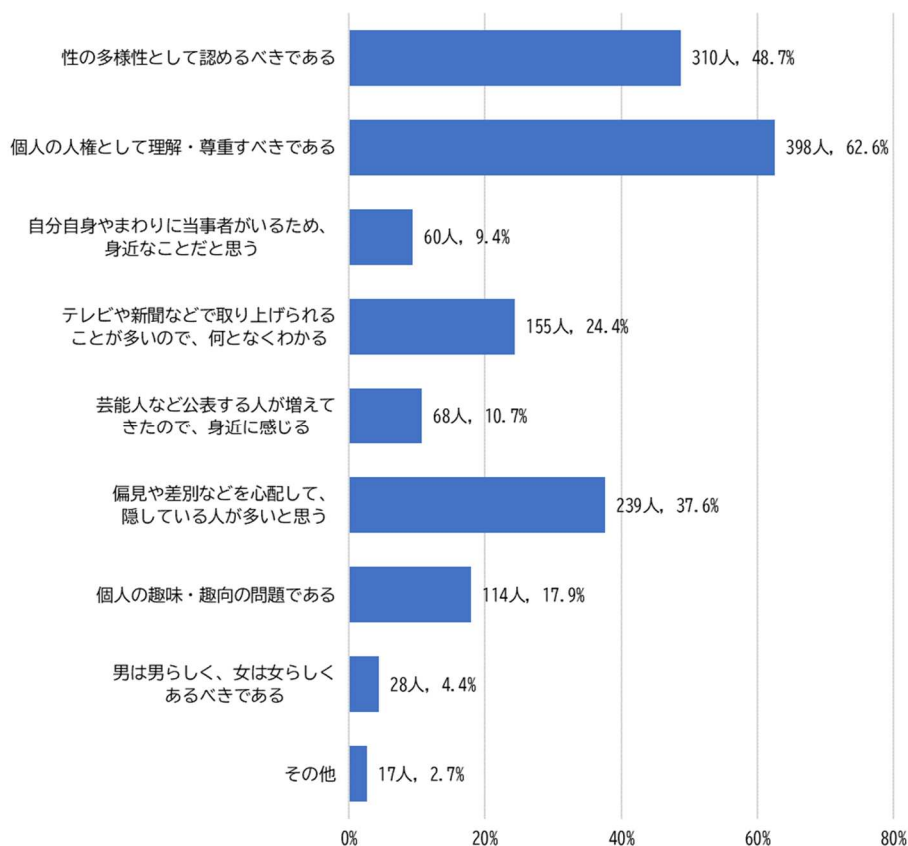
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習施設等における講座の開催・・・・・・・・・・（教育部生涯教育課） 出前講座の実施・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ②女性のエンパワーメントのための学習機会の提供・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ③サークル活動支援、サークル育成・・・・・・・・・・（教育部生涯教育課） 女性団体に対する活動支援・・・・・・・・（市民環境部市民連携室、教育部生涯教育課）
-------------	--

基本課題3 性の尊重などの人権についての意識啓発

性の尊重については、性に関し正しい知識を身につけ、理解することが重要です。情報の中には、固定的な性別役割分担意識をイメージするものや、女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現が女性や子どもに対する人権侵害となるものもあり、これらは男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を守るため、人権に配慮した表現、情報発信についての自主的な取組みを行うよう働きかけるとともに、このようなメディアを取り巻く状況に対応するため、様々な情報を主体的に収集・判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシー※の向上の取組みが必要です。

【参考図表1-5 あなたは、セクシャル・マイノリティ※について、どのような考えやイメージをお持ちですか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※理解・尊重すべきであると回答した人が最も多く、多様な性への受容や尊重の必要性が認識されている

※ メディア・リテラシー

メディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなど）の情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

※ セクシャル・マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言い、「性的少数者」「性的マイノリティ」とも言います。

●施策の方向1 性の尊重についての意識の啓発

性の尊重や性の多様性などをはじめ、性に関して適切な意思決定や行動選択ができるよう正しい知識を身につけ理解するための取組みを推進します。

施策の内容	主な担当部
①学校における性教育の充実 人権尊重と男女平等の精神に基づき、こどもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。 また、学校教育に携わる教職員や関係者に対する研修機会の充実に努めます。	教育部 市民環境部
②性の尊重や性の多様性への理解の促進 性の尊重や性の多様性に対する理解を深めるための学習機会の提供や広報啓発に努めます。また、職場等における理解促進を図るため、団体や企業と連携し学習機会の充実に努めます。	市民環境部
③青少年への有害環境の浄化 性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の調査を行い排除に努めます。 また、児童・生徒を犯罪等から守るための活動を推進します。	教育部

主な事業	①学校における性教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室） 人権擁護委員との連携によるデートDV出前講座の実施・・・・（市民環境部市民連携室） ②ジェンダー、LGBTQ※に関する講座、講演会等の開催・・・・（市民環境部市民連携室） 団体や企業との連携による出前講座の実施・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ③青少年センターによる巡回活動・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室） 青少年センターだよりの発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室） 非行の未然防止、早期発見のための巡回補導・・・・・・・・・・（教育部指導室）
------	--

※ LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体のせいが一致しない人）、クエスチョニング（性自認や性的指向が定まっていない、または決めていない人）の頭文字を組み合わせたもので、性的少数者を示す言葉として使われることもあります。

●施策の方向2 男女共同参画の視点に立った表現の配慮

広報誌等の公的出版物の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないよう配慮するとともに、メディアからもたらされる多くの情報を市民が主体的に収集・判断等ができるよう支援します。

施策の内容	主な担当部
<p>①市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が作成する広報誌や公的出版物等の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう配慮します。また、性の多様性について配慮した適切な表現となるよう行政文書の見直しを進めます。</p>	<p>総務部 市民環境部</p>
<p>②メディア・リテラシーの向上 コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないように、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努めます。</p>	<p>教育部</p>

<p>主な事業</p>	<p>①広報いわみざわなどでの分かりやすい情報発信・・・・・・・・・・（総務部秘書課） 男女共同参画の視点に立った広報誌、公的出版物等の編集・発行・・・・・・・・（関係部署） 「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」（北海道発行）の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ②メディア・リテラシー教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室）</p>
-------------	--

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性は我が国の人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながります。

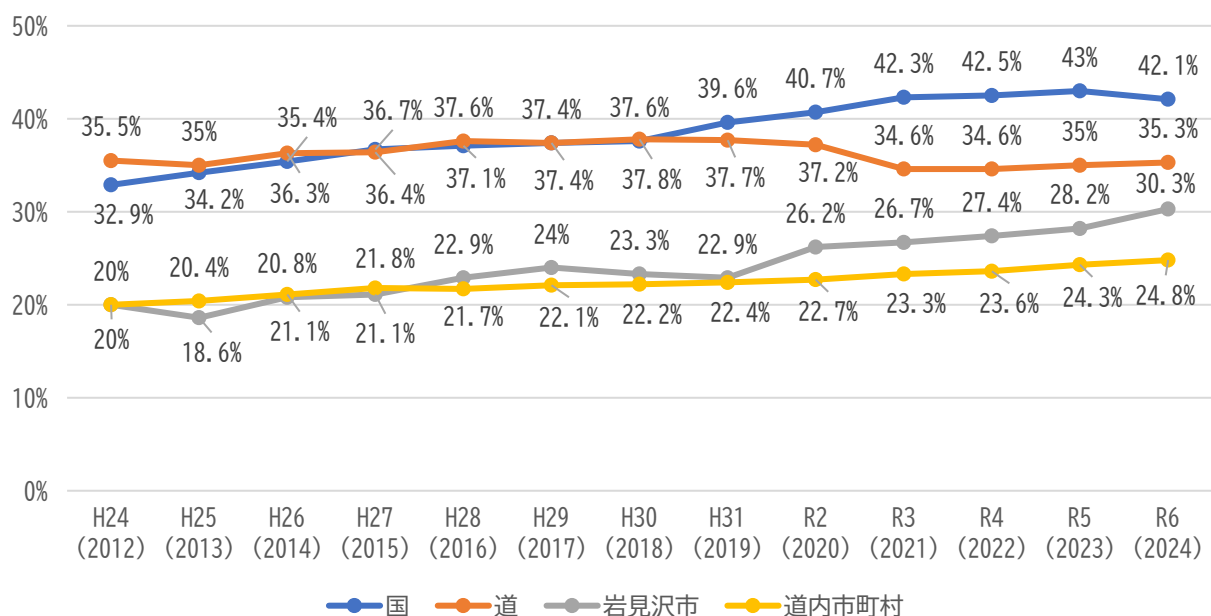
岩見沢市の審議会等委員における女性比率は32.0%（令和7(2025)年4月1日現在）となっています。また、市議会における女性議員は22名中2名と依然少数となっており、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況です。

そのため、国において設定した目標「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を達成するため、岩見沢市においても女性の参画拡大の動きをさらに推進する必要があります。

また、将来指導的地位に成長していく女性人材を育成するため、ワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援等の取組みを進める必要があります。

これらを通じて、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていきます。

【参考図表2-1 国・道・道内市町村の審議会等委員の女性比率の推移（各年4月1日現在）】



●施策の方向1 審議会等委員への女性の参画の拡大

市が設置する審議会等の委員や市議会については、男女のより多様な意見を審議等に反映できるように、政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

施策の内容	主な担当部
①審議会等委員への女性の積極的な登用 男女の多様な意見を市政に反映させるため、審議会等委員への女性の積極的な登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。また、公募を行うなど、登用の道筋を広めます。	関係各部
②人材情報の収集 市の審議会への登用を促進するために、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	市民環境部
③政治分野における女性の参画促進 女性や若者が政治に関心を持てるように広報啓発に努めるほか、誰もが政治に参画しやすい環境づくりに努めます。	市民環境部 議会事務局 選挙管理委員会事務局

主な事業	①各種審議会・委員会等の運営、公募制導入の検討・・・・・・・・・・（関係各課） ②女性の人材の情報収集、育成・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ③政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 政治に参画しやすい環境づくり・・・・・・・・・・（議会事務局、選挙管理委員会事務局）
------	--

●施策の方向2 市女性職員の登用等の促進

女性職員の登用等については、職員の自己啓発や研修等を通じて積極的な人材育成に努めます。

施策の内容	主な担当部
①市職員の女性の登用等の促進 男女の性別に関係なく、職務に対する能力や意欲による管理職への登用に努め、行政における女性の参画を促進します。	総務部
②職員研修の実施 女性職員を対象とする研修や派遣研修の受講を積極的に奨励し、職務に必要な能力を高める学習機会の提供に努めます。また、係長級・課長級の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行います。	総務部

主な事業	岩見沢市特定事業主行動計画・・・・・・・・・・（総務部職員課）
------	---------------------------------

- 施策の方向3 あらゆる分野における男女共同参画の推進
企業や団体等あらゆる分野における女性の参画促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①企業や団体等における女性の参画促進 女性の能力発揮が企業や団体等の活性化に必要であるという意識の醸成を図り、方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、関係機関と連携を図り情報の収集と提供を行い啓発に努めます。	市民環境部 経済部

主な事業	他機関からの情報収集、提供・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 企業や団体との連携による出前講座、女性リーダー養成講座の実施の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
------	--

基本課題2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ※の推進につながり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義を持ちます。

しかしながら、岩見沢市においても、女性の就業率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描く傾向がありました。しかし、最新のデータ（令和2（2020）年）では、25～35歳など子どもを産み育てる可能性が高い世代でも高い就業率を維持しており、M字の谷が緩やかな形になってきていますが、子育てや介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は多いため、大きな損失となっています。

そのため、女性も男性も働きたい人全てが仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスやパートナーである男性の子育て・介護等への参画等の拡大が課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症などが流行するような非常時には、女性がより職を失いやすくなる懸念があり、こうした状況について注視することが必要ですが、感染症の拡大が契機となり、テレワーク※の導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。

加えて、性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント※、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやマタニティ・ハラスメント※等の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保も不可欠です。

※ ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と言います。

※ テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語を合わせた造語であり、遠隔勤務、転じて在宅勤務などの意味もあります。

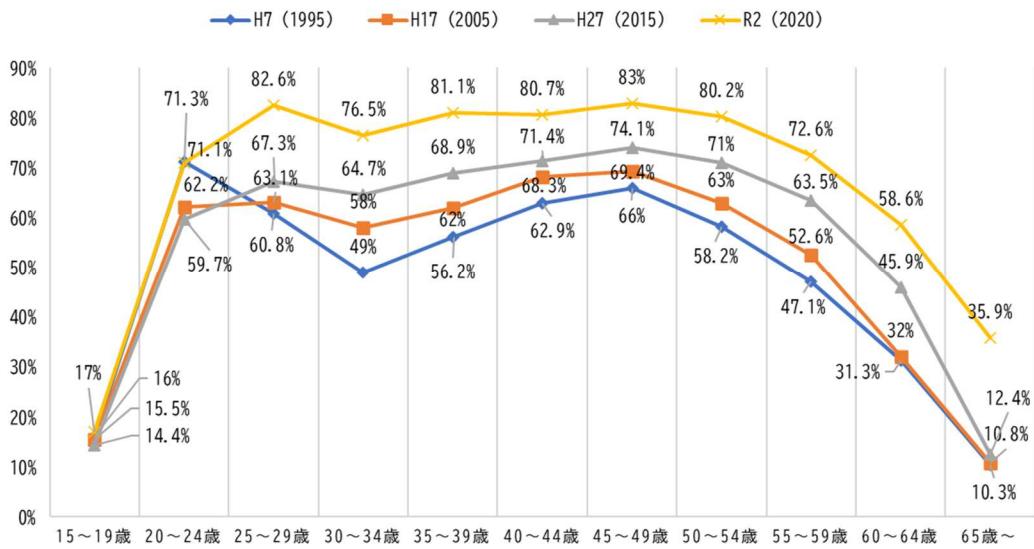
※ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのことを言い、相手の意に反する性的言動によって、働く上で不利益を被ったり、性的な言動によって就業環境が妨げられることを言います。

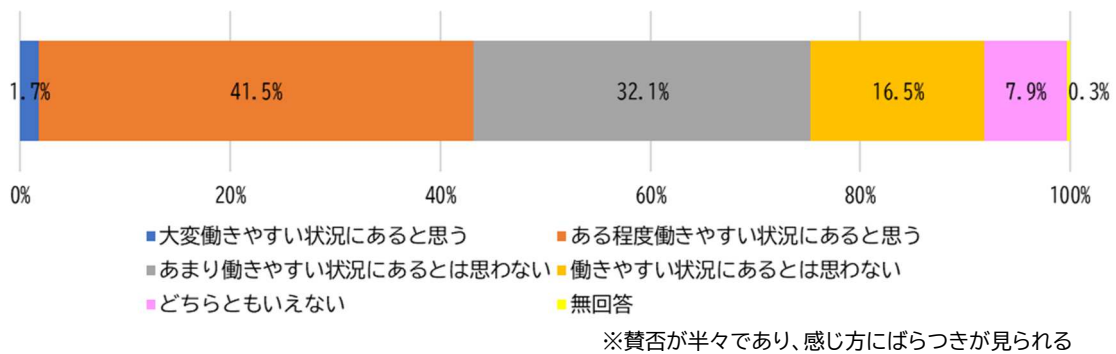
※ マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的ないやがらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けることを言います。

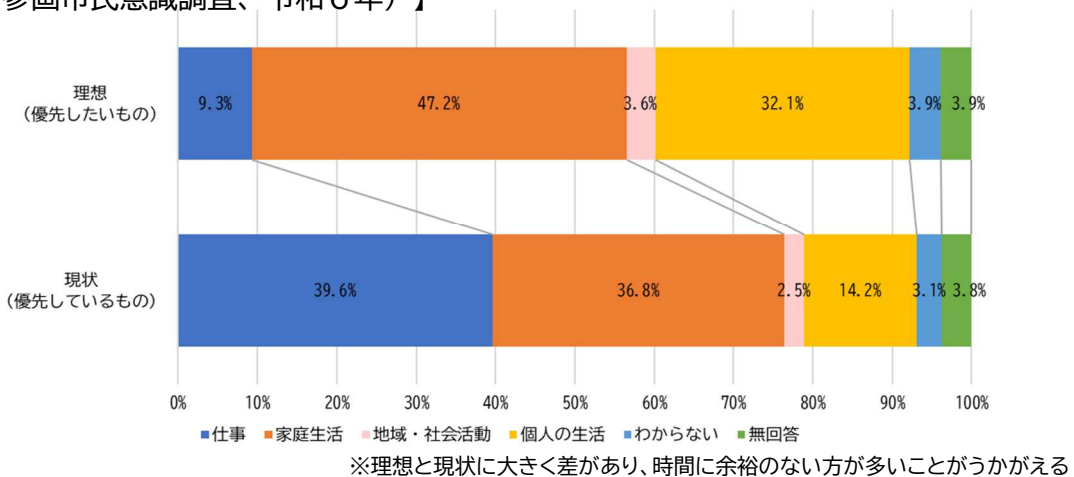
【参考図表2-2 岩見沢市における女性の就業率（国勢調査）】



【参考図表2-3 現在の社会は女性が働きやすい環境にあると思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



【参考図表2-4 生活の中での、「仕事」、家庭生活」、「地域・社会活動・個人の生活」の優先度についてお聞きします。あなたの現状に最も近いものはどれですか。（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



●施策の方向1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法に基づく男女の均等な機会と待遇の確保が図られるよう、企業に対する意識啓発を推進します。

施策の内容	主な担当部
①男女雇用機会均等法の周知 企業における募集・採用・配置・昇進などにおいて、女性に対する差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知啓発に努めます。	経済部
②企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及促進 ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成を図り、普及促進に努めます。また、ワーク・ライフ・バランス推進に企業が取り組みやすくなるよう認定制度等の導入について検討します。	経済部 市民環境部
③セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発と相談窓口の周知 セクシュアル・ハラスメント等の防止について意識啓発を進めるとともに、相談窓口等の情報提供を行います。	経済部 市民環境部
④育児・介護休業法等の就労に関する制度の情報提供 育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法等関係法令、制度の周知を含めた労働関係の情報提供を行います。	経済部
⑤女性の就労に関する相談窓口の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知や、働く女性が抱える様々な問題や悩みに関する相談窓口の周知に努めます。	経済部

<p>主 な 事 業</p>	<p>①経済施策情報提供サービスの拡充・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工振興課） ①～⑤広報、ホームページなどによる周知・・（市民環境部市民連携室、経済部商工振興課） ②ワーク・ライフ・バランス取組み事例の紹介・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度等導入の検討・・・（市民環境部市民連携室）</p>
----------------------------	---

●施策の方向2 多様な就労ニーズに対応した女性の就業・起業支援

男女が多様で柔軟な働き方ができるよう、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。

施策の内容	主な担当部
①就職・再就職に向けた支援 育児・介護等を理由に仕事を離れていた女性の再就職を支援するため、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。	経済部
②多様な働き方を可能にする取組みと情報提供 男女が多様で柔軟な働き方を選択できるよう関係機関と連携を図り、様々な労働形態や制度、就業に向けた研修事業に関する情報を提供します。	経済部 企画財政部
③女性起業家に対する支援 起業を目指す女性に対し、起業に関する知識や手法についての情報提供、相談、学習機会を提供するとともに、経営についての助言等支援の充実を図ります。	経済部

主な事業	①関係機関との連携による支援・・・・・・・・・・（経済部商工振興課） ②在宅型就業研修の実施・・・・・・・・・・（企画財政部情報政策課） ③創業塾の開催やワンストップ窓口設置による創業支援・・・・・・・・（経済部商工振興課）
------	--

基本課題3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

農村においては、6次産業化※の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていますが、農業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定※の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上を図る必要があります。

併せて、ICT※の利活用による農作業の効率化・省力化をはじめとする誰もが働きやすい作業環境の整備や就業支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農村におけるワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、過疎化、少子・高齢化の進展など農村を取り巻く状況の変化に的確に対応し、男女共同参画の視点に立った総合的な施策を推進する必要があります。

【参考図表2-5 岩見沢市の農業従事者の男女比（岩見沢市農業振興課調べ、令和7年）】

項目	男性	女性	合計	女性の割合
農業者数	1,173人	851人	2,024人	42.0%
経営体の代表者	689経営体	38経営体	727経営体	5.2%
農業委員会委員	33人	3人	36人	8.3%
北海道農業士※	35人	2人	37人	5.4%
北海道指導農業士※	27人	9人	36人	25.0%

※ 6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

※ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

※ ICT

情報通信技術、Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットに関連する技術の総称です。

※ 北海道農業士

地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍される農業者の方を「北海道農業士」として北海道が認定しています。

※ 北海道指導農業士

就農希望者に対して、農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けて研修を行い、新たな農業者の育成・確保に尽力されている方々を「北海道指導農業士」として北海道が認定しています。

●施策の方向1 意識改革と方針決定過程への女性の参画の拡大

農村における男女の固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに、農村女性の社会参画の促進と、政策・方針決定過程への参画の拡大に努めます。

施策の内容	主な担当部
①農村女性の地位向上に向けた機運の醸成 農業協同組合等の関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的機運の醸成を図ります。	農政部
②方針決定過程への女性の参画の拡大 農業委員会等における女性の登用促進に向けた普及啓発等を推進します。	農政部 農業委員会
③女性への研修の実施 女性が農業経営に参画する上で必要な知識や技術等の習得に向けた研修等の実施に努めます。また女性指導農業士、女性農業士など農村の女性リーダーの育成に努めます。	農政部

主な事業	①農業協同組合等との連携による周知啓発・・・・・・・・・・（農政部農業振興課）
	②農業委員会の女性の登用促進・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）
	③女性向け農業講座の開催・・・・・・・・・・（農政部農業振興課）

●施策の方向2 女性の経済的地位の向上と働きやすい環境づくり

農業や農村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置づけを明確にするとともに、農業経営や起業活動、地域社会への女性の参画のための働きやすい環境づくりを進めます。

施策の内容	主な担当部
①女性農業者の経営参画の促進 女性の参画を促進するためには、家族の相互理解に基づく経営方針や役割分担の明確化が重要であることから、家族経営協定の締結や法人化を推進するための情報提供を行います。	農政部
②女性や若年層への農業者年金制度の加入促進 男女が等しく老後の生活を確保することができるよう、女性農業者や若い農業者の農業者年金制度への加入を促進するなど、各種社会保障制度の普及・定着を図ります。	農業委員会
③農産加工品製造・販売の取組みへの支援 女性の視点を活かした農産加工品の製造・販売を進めるため、情報の提供や講習会などの取組みを推進します。	農政部
④スマート農業の普及促進 ICTの利活用による農作業の効率化・省力化をはじめとする誰もが働きやすい作業環境の整備に努めます。	農政部

主
な
事
業

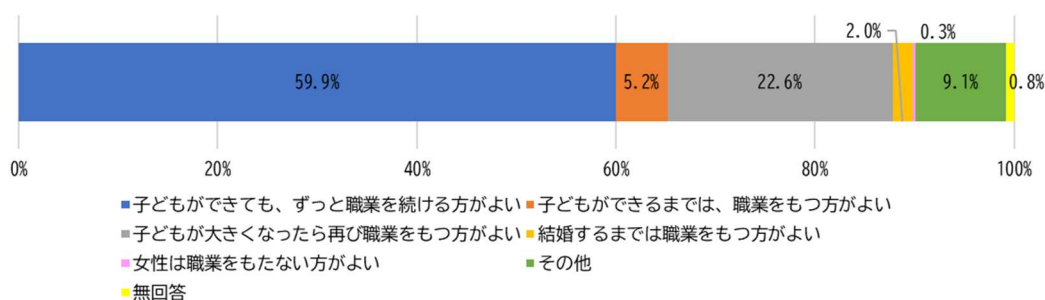
- ① 農業協同組合等との連携による啓発・・・・・・・・・・・・・・・・（農政部農業振興課）
- ② 農業者年金制度の周知・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）
- ③ 農産加工品製造施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・（農政部農業振興課）
- ④ ICT農業普及促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・（農政部農業振興課）

基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスや、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

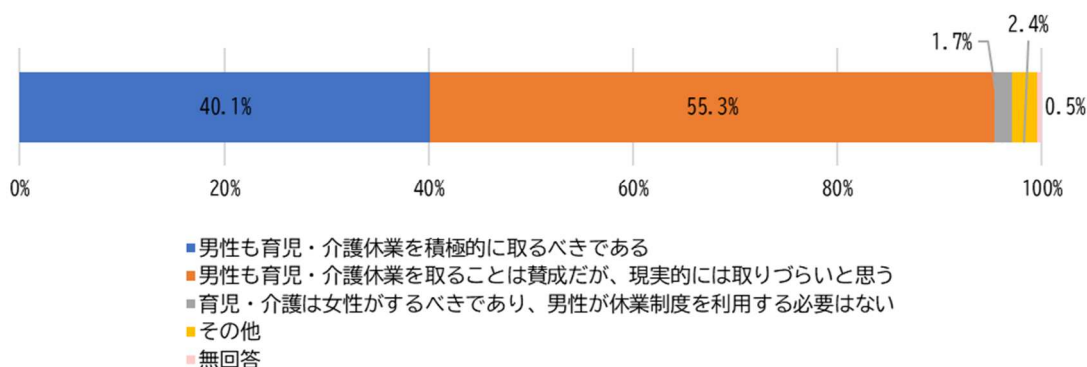
しかしながら、長時間労働や男性中心の働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いていることに加え、子育て・介護等の家庭責任の多くを女性が担っている現状にあるため、パートナーである男性の子育て・介護等への参画の推進が一層求められています。また、男性が育児休業等の取得等により子育てを担い、その後も育児を積極的に行うことは、育児休業等の取得後も含め母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントの在り方を見直す契機ともなり、男女が共に暮らしやすい社会づくりに不可欠です。

【参考図表2-6 女性が職業をもつことについてどう思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



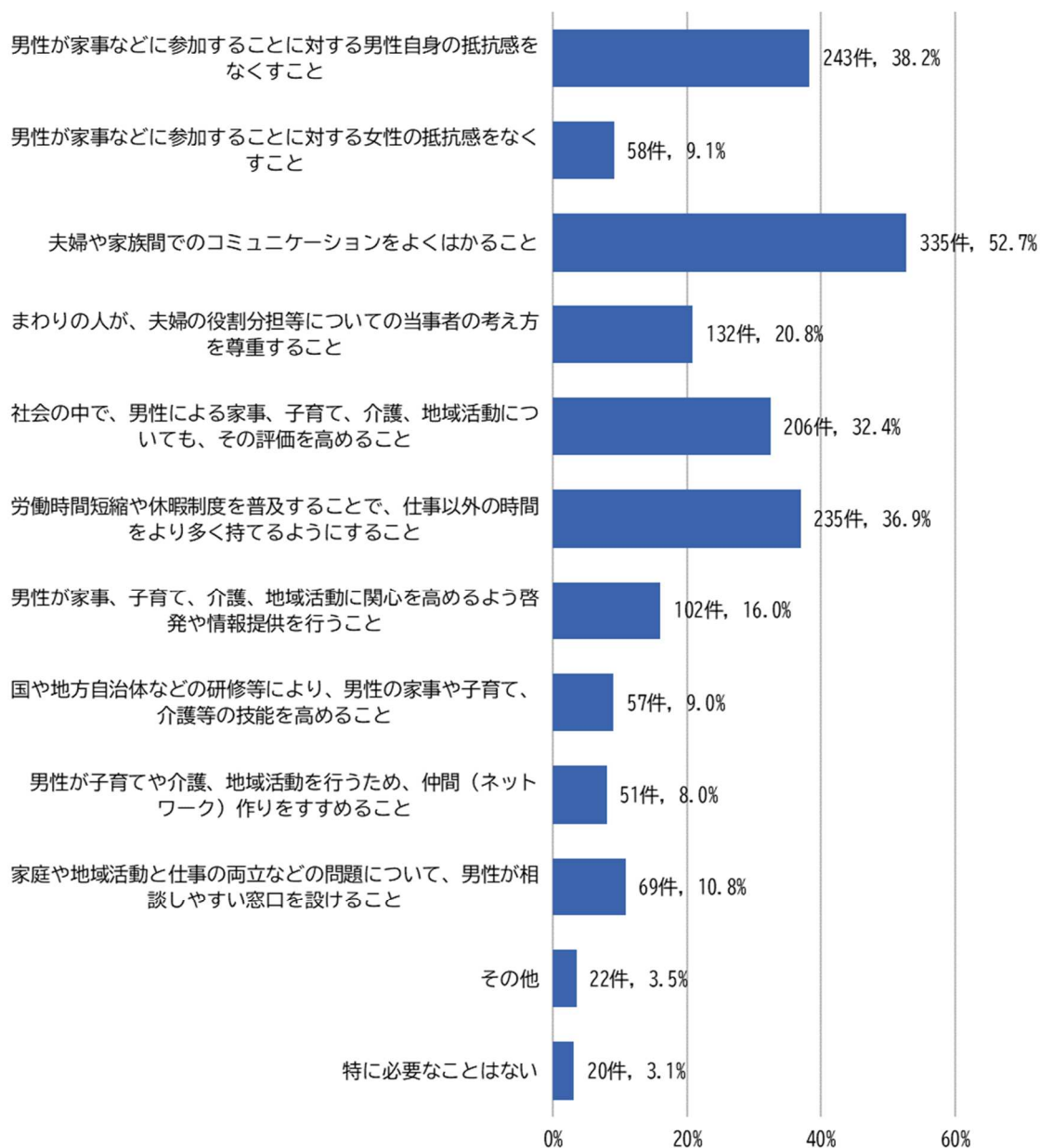
※女性が仕事を続けることについて過半数以上が肯定的であり、働き続けることを支持する意見が広がっている

【参考図表2-7 男性が育児・介護休業制度を利用することについて、どう思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※男性の家庭参画を支持する意見が広がっているが、一方で制度が利用しにくいと感じる人が多い

【参考図表2-8 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※家族間でのコミュニケーションや、男性が抵抗なく家事に参加できる環境づくりが重要であるとの意見が多い

●施策の方向1 家庭生活の男女共同参画の推進と他の活動との両立支援

性別にかかわらず多様なライフスタイルを選択し、家庭や仕事、地域社会などあらゆる活動が両立できる環境整備に努めます。

施策の内容	主な担当部
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進 家庭における男女の固定的な性別役割分担意識を是正し仕事と生活の調和が図れるよう職場優先の意識を変え、男性も含めた働き方の見直しや家庭生活への参画を促進するための啓発に努めます。	経済部 市民環境部
②仕事と育児・介護の両立のための情報提供等の充実 育児・介護をしながら働き続けられるよう仕事と育児・介護の両立のための制度等の情報提供に努めます。	健康福祉部 経済部
③出産、育児に関する参加型教室の開催 これから子育てをする親に対し、夫婦参加型教室の開催など妊娠から育児までを学ぶ機会の充実を図ります。	健康福祉部
④男性の育児参加促進 父親とこどものコミュニケーションを深める場を提供するなど男性の育児に関する学習機会の充実を図ります。	健康福祉部
⑤市職員の男性の育児休業取得率向上の推進 市職員の男性の育児休業等の取得促進に向け、働き方の見直しや各制度について情報提供に努めます。	総務部

主な事業	①②男女共同参画情報誌「ア・ライク」などによる情報提供・・・（市民環境部市民連携室） 男性の家事・育児参画への意識改革・・・（市民環境部市民連携室） ③プレママ教室、パパママ教室の実施・・・（健康福祉部こども未来課） ④コミュニケーション広場「パパといっしょ」の実施・・・（健康福祉部こども未来課） ⑤岩見沢市特定事業主行動計画・・・（総務部職員課）
------	---

●施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

仕事と子育ての両立にともなう負担感や子育ての負担感を和らげ、誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスや相談・支援体制の充実に努めます。

また、サービス等の利用をためらうことがないよう、利用促進の啓発に努めます。

施策の内容	主な担当部
①保育サービスの充実 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、子育て家庭が必要な時に利用できる保育サービスの充実に努めます。	健康福祉部
②放課後児童対策の充実 市内の児童館や学校の余裕教室等を活用し、放課後、保護者がいない小学生に対する放課後児童（留守家庭児童）対策の充実に努めます。	教育部
③地域における子育て支援体制の充実 こども家庭センターを中心に地域の子育て支援機能の充実に努めるとともに、こどもの発達や育児についての相談体制の充実に努めます。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間作りができる場の充実に努めます。	健康福祉部
④障がいのあるこどもに関する相談・支援体制の充実 障がいのあるこどもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実に努めます。	健康福祉部
⑤ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するために、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実に努めるとともに、必要な生活支援等を講じていきます。	健康福祉部
⑥児童虐待に関する支援 こども家庭センターを中心とした関係機関との連携（チャイルドホットライン）により、児童虐待の防止と解決に向けた実態の把握に努め、虐待の早期発見、早期対応など、被害児童の保護対策や通報体制の充実に努めます。	健康福祉部
⑦介護に対する相談支援体制の充実 介護サービスに関する情報提供を行うとともに、介護に対する不安や悩みの相談支援体制の充実に努めます。	健康福祉部

主な事業	①延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育の実施 (健康福祉部こども未来課)
	②放課後児童クラブ、延長保育、おはようキッズ事業の実施..... (教育部学校教育課)
	③地域の子育て親子ひろば、常設型子育て親子ひろば「ひなったっこ」の運営 (健康福祉部こども未来課)
	ファミリー・サポート・センター事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	子育て短期支援事業の実施、子育て支援夜間養護等事業..... (健康福祉部こども未来課)
	産前産後ヘルパー事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	④こども発達支援事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	⑤母子・父子自立支援員の配置..... (健康福祉部こども未来課)
	自立支援教育訓練給付金の支給..... (健康福祉部こども未来課)
	高等職業訓練促進給付金の支給..... (健康福祉部こども未来課)
	⑥岩見沢市要保護児童対策地域協議会運営..... (健康福祉部こども未来課)
	特別育児支援ヘルパー事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	乳児家庭全戸訪問事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	⑦地域包括支援センターの運営..... (健康福祉部高齢介護課)

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本課題1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶【配偶者暴力防止計画】

男女共同参画を阻害する暴力は、男性も女性も被害者になる可能性があります。被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

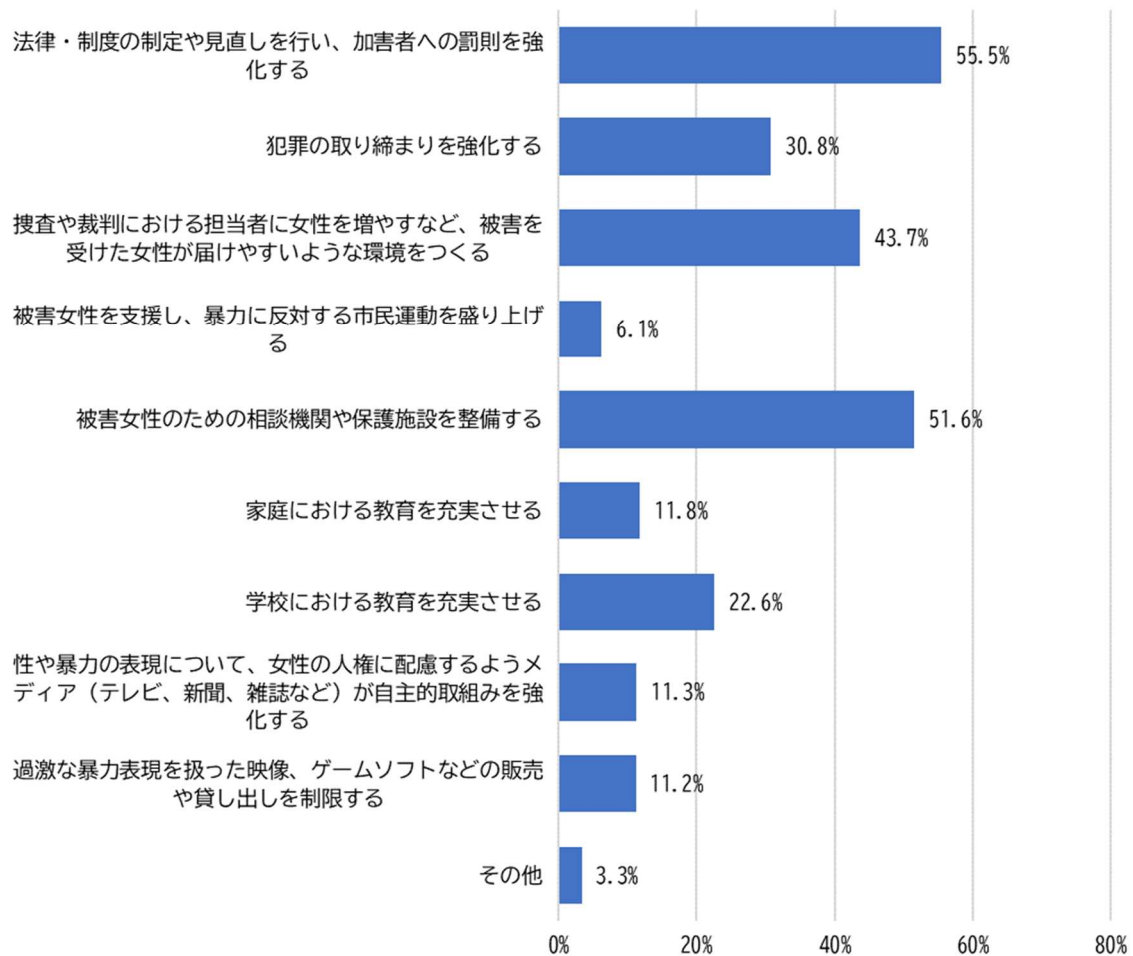
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっています。被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、DVにおいては、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

また、コロナ禍により、家庭内の暴力の増加や深刻化が助長され、精神的暴力を含めDVに関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要です。

【参考図表3-1 岩見沢市のDV相談件数（岩見沢市市民連携室調べ）】

項目	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
相談者数	29人	25人	18人	17人
延べ相談件数	235回	120回	220回	247回

【参考図表3-2 ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力をなくすためにはどのようにしたらよいと思いますか。(〇は3つまで) (岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年)】



※被害者支援や相談体制の充実、加害者への対応強化が求められていることがうかがえる

●施策の方向1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進

DVやストーカー行為などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く市民に周知し、暴力を容認しない社会の実現をめざした啓発活動の推進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①男女共同参画を阻害する暴力の防止に向けた意識啓発 DVやストーカー行為などの暴力については、重大な人権侵害であり、決して許されないものであることを広く市民に周知するため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。また、暴力の当事者にならないための学習機会の充実に努めます。	市民環境部
②若年層に対するDV予防啓発 暴力を伴わない人間関係を築くため、若年層に対する予防啓発や学習機会の充実に努めます。	市民環境部

主 な 事 業	①DV防止に関する講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 広報・ホームページによる啓発・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） DV防止啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ②人権擁護委員との連携による出前講座の実施・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
------------------	--

●施策の方向2 DV被害者への支援体制の充実

DVは外部からの発見が難しい家庭で行われていることが多いため、被害が深刻化しやすいものです。被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、より効果的な被害者支援を進めます。

また、児童虐待とも深く関連していることから、適切な対応ができるよう関係機関との連携を強化します。

施策の内容	主な担当部
①相談支援体制の充実 相談窓口の周知に努め、被害者の状況に応じた助言や指導、自立を支援するための制度等の情報提供を行います。また、相談支援体制の充実を図るため、女性相談支援員を配置し、SNSやメール等の活用について検討します。	市民環境部
②相談における二次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に二次被害が生じることのないよう配慮に努めます。	市民環境部 関係各部
③関係機関と連携した被害者支援 警察、北海道などの関係機関と連携し、被害者の保護支援や避難先の確保に努めます。	市民環境部 関係各部

主 な 事 業	①DV防止啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 女性相談支援員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ②③住民基本台帳事務におけるDV等の支援措置・・・・・・・・（市民環境部市民サービス課） 関係機関との連携及び支援調整会議の実施・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
------------------	---

基本課題2 生涯を通じた心と身体健康づくり

男性も女性も、お互いの身体的な特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

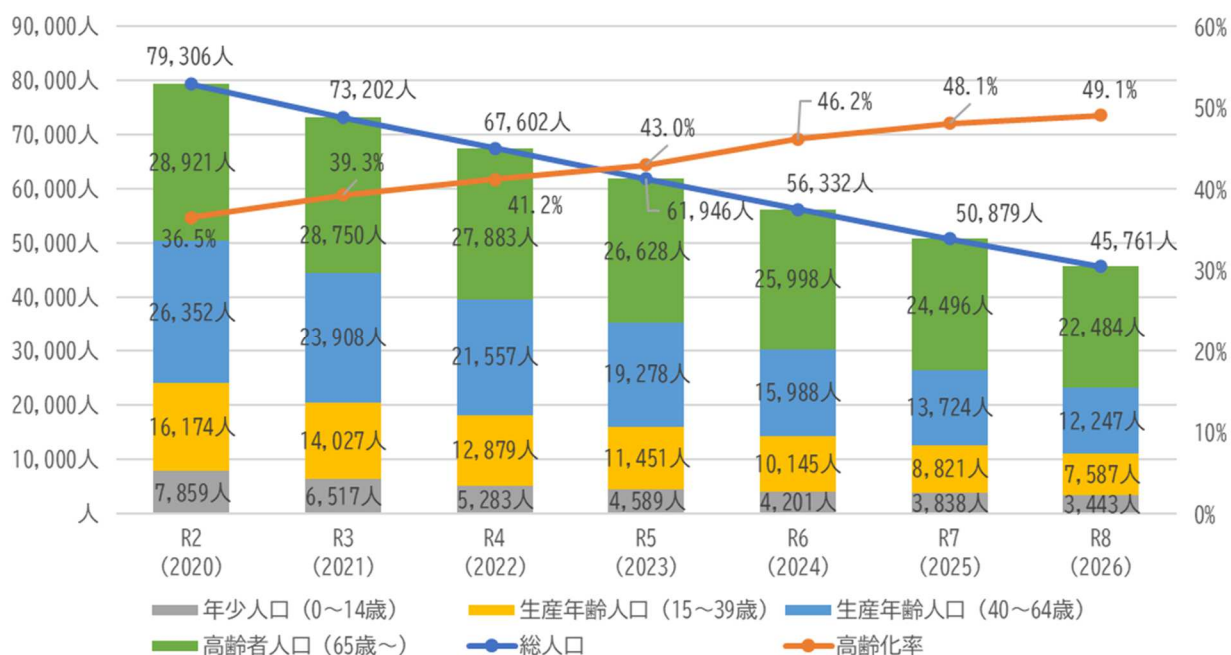
特に、女性は妊娠や出産や女性特有の更年期障害を経験する可能性もあり、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

また、経済的な理由などから生理用品を購入できない「生理の貧困」の問題が社会的な問題となっています。生理用品の配布や相談体制の整備を通じて、生理に関する不安や困りごとを抱える人に寄り添い、安心して日常生活を送ることができるよう支援を行うことが重要です。

さらに、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっています。

生涯を通じた健康づくりを支援するため、全国の自治体で初めて認定を受けた「健康経営都市宣言」の実践を通じ、市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

【参考図表3-3 岩見沢市の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年3月推計）】



※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳され、妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性みずからが決定権をもつという考えのことです。

●施策の方向1 生涯を通じた健康の保持増進

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育や相談体制の充実に努めます。特に女性については、ライフステージに応じた適切な健康づくりを支援します。

施策の内容	主な担当部
①生涯を通じた健康づくりの推進 市民が健康状態を自ら把握し、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、生涯を通じた健康保持増進に関する事業を推進するとともに、心の悩みを含めた健康をめぐる様々な問題について安心して相談できる体制づくりを推進します。	健康福祉部
②健康管理と病気の予防対策の充実 がん検診や各種健康診査を受診しやすい環境を整備するとともに、周知や勧奨による受診率の向上と予防対策や相談体制の充実に努めます。	健康福祉部
③生活習慣や食習慣の改善 保健指導の充実や積極的な情報発信によって生活習慣の改善や規則正しい食習慣の普及啓発に努めます。	健康福祉部
④リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	健康福祉部
⑤女性の健康づくり支援 妊娠・出産・更年期など、生涯を通じて大きく変化する女性のライフステージに応じた心身の健康づくりについて支援します。	健康福祉部
⑥生理の貧困支援 経済的な理由で、生理用品を購入することが困難な女性に対し、不安や困難を抱える女性の支援につなげるきっかけとするため、学校や公共施設で生理用品を配布しています。	市民環境部

主な事業	①いわみざわ健康ひろば・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	健康教育・健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	②特定健康診査・各種がん検診の実施・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	③各種健康教室の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	④北海道大学COI・NEXTとの連携等によるプレコンセプションケアの周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	ライフデザイン支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
⑤子宮がん・乳がん検診の受診勧奨・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）	
⑥生理用品の配布・相談対応・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）	

●施策の方向2 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠、出産は女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができるよう健康支援に努めるとともに、不妊に悩む男女が安心して相談できるよう、国の取組みなどの情報提供に努めます。

また、妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、助産師、保健師等による寄り添った支援を行います。

施策の内容	主な担当部
①妊娠・出産期における諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康診査、保健指導・相談等のサービスの充実を図ります。	健康福祉部
②妊産婦健診等母子保健事業の充実 妊産婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。	健康福祉部
③働く女性の母性保護及び母性健康管理制度の周知 母性健康管理指導事項連絡カードの活用を推進し、母性健康管理制度の周知に努めます。	健康福祉部

主な事業	①母子健康手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課） 来所、電話などによる相談や家庭訪問の実施・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課） 不妊・不育症治療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
	②妊産婦健康診査等の助成、乳幼児健診、健診の事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
	③母性健康管理指導事項連絡カードの周知・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）

●施策の方向3 健康を脅かす問題についての啓発

性感染症、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用など健康に影響を及ぼす問題について意識啓発を行うとともに、情報の提供に努めます。

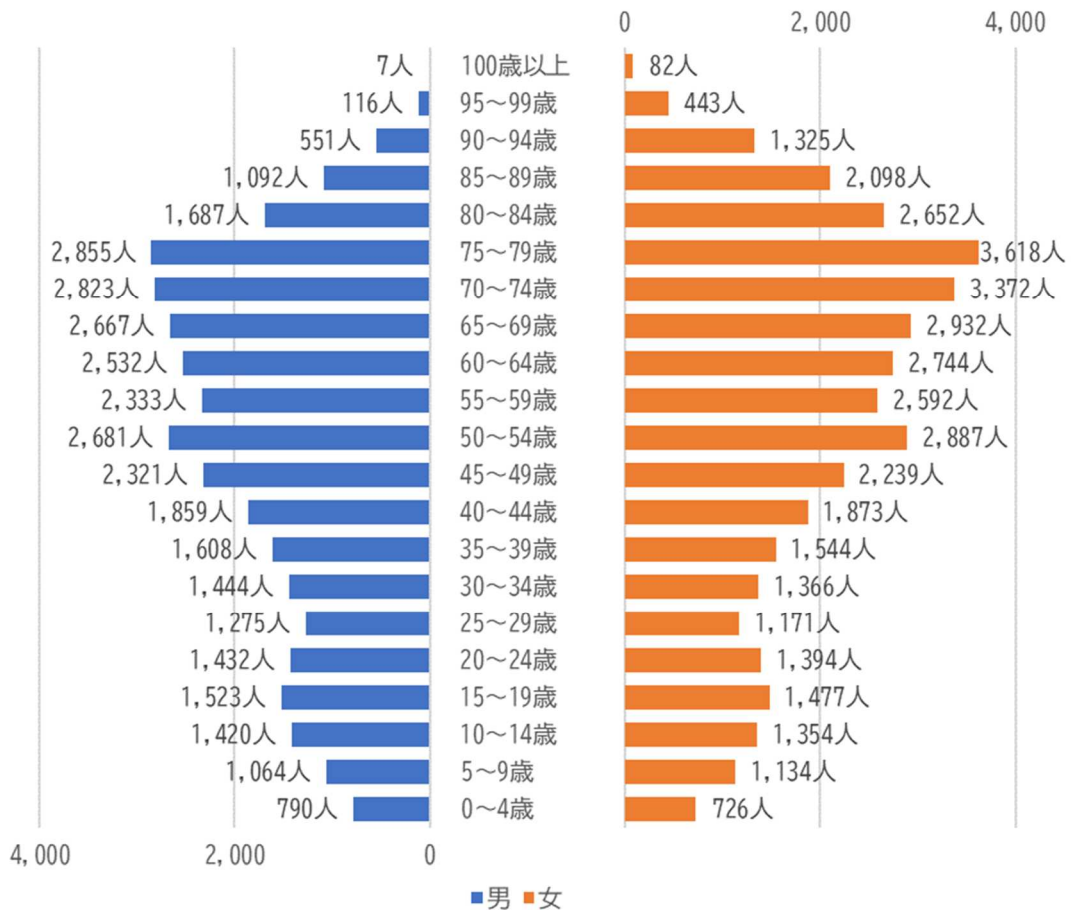
施策の内容	主な担当部
①健康教育の実施 性感染症、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用など健康に影響を及ぼす問題について啓発に努めます。	健康福祉部
②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。	教育部

主な事業	①広報・ホームページにおける啓発・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課） 各種健康教室の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	②養護教諭や外部講師による防止教室・・・・・・・・（教育部指導室）

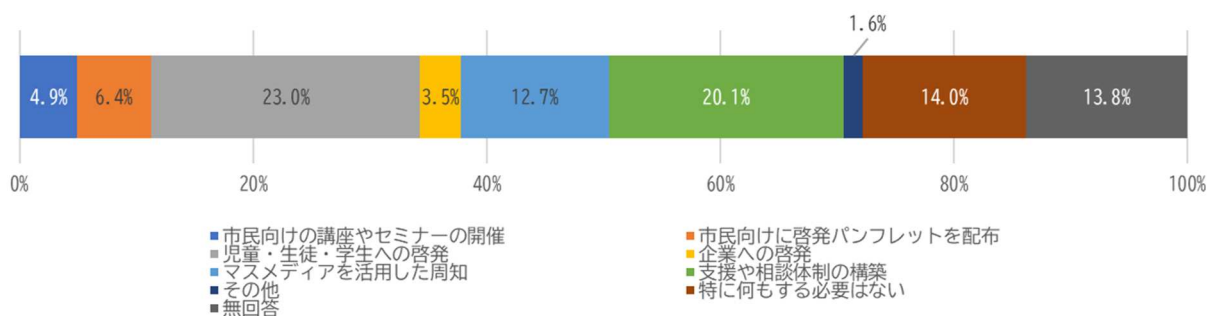
基本課題3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

少子高齢化が進展する社会にあって、岩見沢市も高齢化が進んでいる現状にあります。高齢者や障がい者、性的少数者等も社会を構成する一員として、生きがいをもって生活し社会参加できるように社会的支援が必要であり、そのための環境整備を行っていく必要があります。

【参考図表3-4 岩見沢市の人口ピラミッド（令和7年9月30日現在）】



【参考図表3-5 セクシャル・マイノリティに関して、理解を進めるためにどのようなことが最も必要だと思いますか。（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※児童・生徒・学生への啓発が重要であるとの回答が最も多く、教育現場での学びの必要性が認識されている

●施策の方向1 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者の生きがいと健康づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう支援します。また、性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくために啓発活動を行います。

施策の内容	主な担当部
①高齢者に対する福祉の充実 高齢者が健康でいきいきとした生活を送るために、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。	健康福祉部
②障がい者の福祉と家族への支援 個々のニーズに応じた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供を行います。また、相談支援や情報提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化します。	健康福祉部
③貧困など生活に困っている方への支援 生活困窮者が抱える多様な複合的な課題の解決に向け、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、自立の促進を図ります。また、関係機関等とネットワークを構築し、生活困窮者の社会参加や就労の場の充実に努めます。	健康福祉部
④性的少数者に対する配慮 性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくため、市民への啓発活動や当事者への支援を推進します。また、性の多様性に配慮し適切な対応を行うことができるよう市職員の理解を深める取組みを実施します。	市民環境部

主な事業	①地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部高齢介護課）
	地域包括支援センターの充実・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部高齢介護課）
	②自立支援給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	手話通訳者の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	③生活困窮者自立相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部保護課）
	④LGBTに関する講座、講演会等の開催・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	相談窓口等の支援制度に関する検討・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）

●施策の方向2 高齢者や障がい者等の社会参画の促進

高齢者や障がい者等が社会を構成する一員として、充実した生活を実現できるよう社会参画の促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①高齢者の社会参画支援 年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進します。	経済部 健康福祉部 教育部
②障がい者の社会参加やコミュニケーションの推進 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るために、能力を発揮し、適性や身体状況に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。	健康福祉部

主 な 事 業	①シルバー人材センター運営費の補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(経済部商工振興課)
	地域老人クラブの育成・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(健康福祉部高齢介護課)
	高齢者のボランティアへの参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(健康福祉部高齢介護課)
	高齢者対象講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育部生涯教育課)
	②就労継続支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(健康福祉部福祉課)
	手話通訳者の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(健康福祉部福祉課)

●施策の方向3 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

女性は、女性であることにより抱える問題は、身体的・精神的DV、性暴力・性犯罪被害、生活困窮や家庭関係破綻など、様々な困難な問題に直面しやすい傾向があり、その問題が、複雑化・多様化・複合化しています。

女性は、日常生活や社会生活を営むうえで様々な困難を抱えやすく、多様な支援を包括的に提供することが求められています。

一方で、「相談しなかった」「相談しても無駄だと思った」など、女性自らが問題を抱え込んでしまうことで、公的な支援につながりにくいといった状況があることも明らかになっています。

このことから、女性が安心して相談しやすく、一人で抱え込まずに支援につながる体制づくりを進めるとともに、関係機関や民間団体と連携し、生活支援・安全確保・就労支援など、複数の支援を切れ目なく提供できる仕組みを整備し、誰もが尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

施策の内容	主な担当部
①相談体制の整備と周知 複合的な課題を抱える女性がためらわず相談できるよう。相談窓口の機能強化と周知を行い、適切な支援につながる体制の整備を進めます。	市民環境部
②関係機関連携による切れ目ない支援の推進 支援が多岐にわたるケースに対応するため、関係部署・関係機関・民間団体と連携し、安全確保、生活支援、住居・就労支援等を切れ目なく提供できる体制を整えます。	市民環境部

主 な 事 業	①女性相談支援員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民環境部市民連携室)
	支援制度の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民環境部市民連携室)
	②支援調整会議の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民環境部市民連携室)
	一時的な安全確保の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民環境部市民連携室)

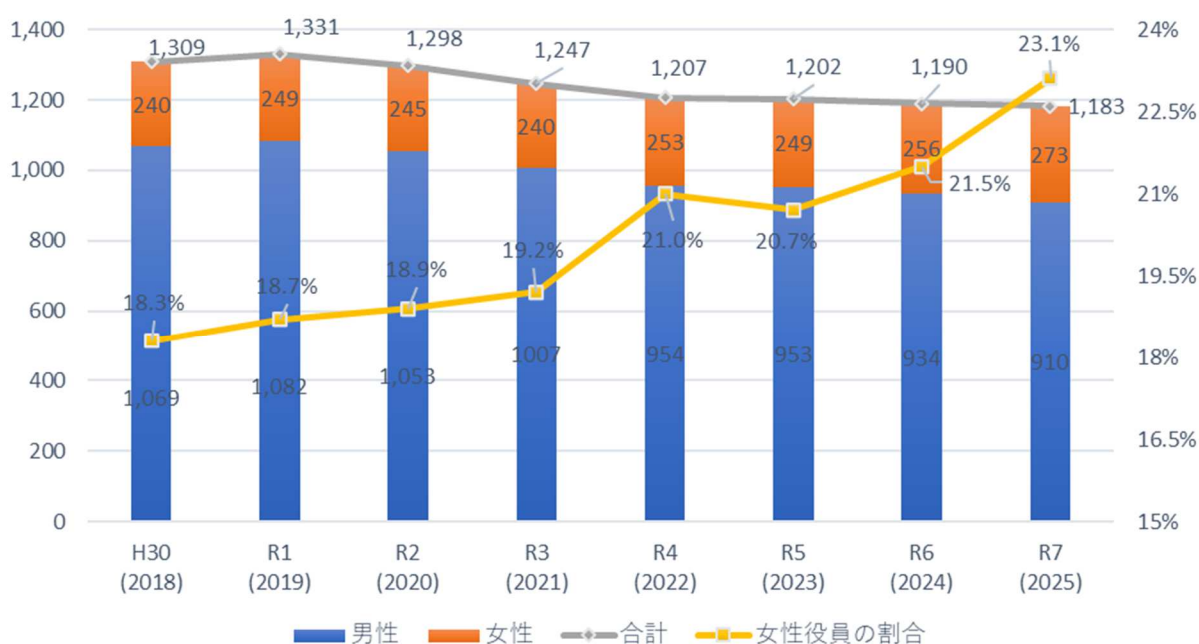
基本課題4 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要ですが、担い手の確保や高齢化が課題となっています。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されないことが重要です。

自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体における女性リーダーを増やすよう取り組む必要があります。

特に、防災の取組みを進めるに当たっては、生物学的な男女の違いだけではなく、社会的につくられてきた性差により異なる影響が生まれる可能性が高いことに配慮する必要があり、家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中したり、男女で差がある雇用環境に起因する不安定な生活やアルコール依存症などの社会的孤立の増大、不安やストレスによるDVなどの暴力の増加・深刻化などの課題を解決するため、備蓄品の整備や避難所運営に配慮することはもちろんのこと、被災後の生活を見据えた支援についても、男女共同参画の視点を持って事前の取組みを進める必要があります。

【参考図表3-6 岩見沢市内の町会・自治会の役員に占める女性の割合（令和7年、市民連携室調べ）】



※女性役員が年々増加しており、地域活動における女性の参画が進んでいる

●施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画を推進するとともに、その方針決定の場への女性の参画を促進します。

施策の内容	主な担当部
①地域活動への男女共同参画の促進 誰もがいきいきと暮らすことのできる地域社会を作るために、町会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	市民環境部
②地域社会への男女共同参画の重要性の啓発 誰もが地域の一員として町会やPTAなど地域活動に参画し、責任ある役割を担う重要性について理解を深めるよう啓発に努めます。	市民環境部

主な事業	①町会加入促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	②広報、ホームページによる啓発・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	各種男女共同参画講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）

●施策の方向2 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野での男女の固定的な役割分担意識を見直し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の構築に努めるとともに、防災意識のさらなる高揚を図ります。

施策の内容	主な担当部
①地域防災における男女共同参画の推進 防災対策に関する計画及びマニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・災害復興の現場において男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、共に参画できる防災体制の構築に努めます。	総務部
②防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女がともに活躍するための学習機会の充実に努めます。	総務部

主な事業	①地域防災計画及び各種マニュアルの検証と見直し・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	男女のニーズに配慮した避難所運営と備蓄品の充実・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	地域防災活動の活性化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	②地域における防災訓練や防災教育の実施と参加の促進・・・・・・・・（総務部防災対策室）

第3章 実践プランの推進体制

1 プランの推進

■ 市民・団体、事業者等との連携

男女共同参画社会の実現をめざし、プランに盛り込まれた施策等を総合的かつ計画的に進めていくため、市、市民・団体、事業者がそれぞれの責務を果たし、一体となって事業を展開することで、推進体制等の強化を図ります。

市民・団体

- 積極的に講座や講演会に参加し、男女共同参画への理解を深めましょう
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、職場・家庭・地域等の慣習や慣行を見直しましょう
- あらゆる場で男女がともに方針決定に参画できるように性別にかかわらずリーダーを育成しましょう
- 仕事と家庭生活の両立のため、各種サービスを上手に活用しましょう
- DVなどの暴力の当事者にならないように理解を深めましょう
- 性の尊重や性の多様性について理解を深めましょう

事業者

- 労働に関する法律について理解を深め、男女の均等な機会と待遇の確保に努めましょう
- 女性リーダーや管理職を育成し、女性の積極的な登用に努めましょう
- ワーク・ライフ・バランスや労働に関する法律、男女共同参画などについて、職場内での研修を充実させましょう
- セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止対策に取り組みましょう
- 育児や介護をする労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう
- 性の尊重や性の多様性について理解を深めましょう

市

- 誰もが男女共同参画について理解を深められるよう、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議と連携し、積極的な広報・啓発活動の展開と各種講座、講演会を開催し学習機会の充実に努めます
- 女性リーダーや管理職を育成し、女性の積極的な登用が図られるよう、団体や事業者を支援します
- プランの推進には事業者が担う役割が大きいことから、情報提供等により連携に努めます
- DVなどの暴力の当事者にならないように啓発に努めるほか、被害者への相談支援を行います
- 性の尊重や性の多様性について理解を深めるための学習機会の充実に努めます

■ いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議

市民意識の醸成を図るため、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議と連携し、広報啓発活動の充実に取り組みます。

■ 岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会

市民や学識経験者、関係団体の代表などで構成している岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会において、各種施策について総合的な観点に立った意見をいただき推進します。

■ 国・北海道との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国や北海道、関係機関と連携・協力しながら、プランを推進します。

■ 庁内における推進体制

男女共同参画の施策の推進は、全庁的な取り組みであることから、市の関係部署との総合的な調整を行い、効果的な推進に努めます。

■ 推進管理

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、プランの進行管理を行い、進捗状況を市民に公表します。

なお、計画期間中においても国・道の動向や社会情勢の変化、プランの進捗状況により見直しが必要なときは、その状況に応じて見直しを行います。

資料編

【参考資料】

- ・岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会名簿
- ・第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン（見直し版）策定の経過
- ・男女共同参画年表

【関係法令】

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会名簿

(任期：令和7年7月23日～令和10年7月22日)

令和8年3月現在

役員	氏名	所属団体等
委員長	須賀 朋子	酪農学園大学教授
副委員長	米内山 定雄	岩見沢市町会連合会会長
委員	飯田 るつ子	公募
委員	五十嵐 一朗	岩見沢商工会議所副会頭
委員	伊藤 晴美	公募
委員	菊地 佳子	岩見沢市校長会
委員	田村 秀樹	岩見沢ななほし法律事務所弁護士
委員	中村 成子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議副代表
委員	野崎 政義	岩見沢人権擁護委員協議会岩見沢地区委員会委員
委員	村上 由美子	いわみざわ農業協同組合女性部部长

第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン（見直し版）策定の経過

年 月	事 項
令和6年9月	男女共同参画に関する意識調査（～9月30日） 市民向け 2,000人 回収数 636人 回収率 31.8% 事業所向け 500事業所 回収数 223事業所 回収率 44.6%
令和6年12月	令和6年度第2回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・アンケート調査について
令和7年9月	令和7年度第1回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・委嘱状交付 ・第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン中間見直しについて
令和7年11月	令和7年度第2回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・中間見直し版（案）について
令和8年3月	パブリックコメントの実施 ・意見提出 なし
令和8年4月	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン（中間見直し版）策定

男女共同参画年表

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
1969年 (昭和44年)			●北海道婦人問題研究懇話会 設置	
1975年 (昭和50年)	●国際婦人年世界会議（於 メキシコシティ）開催 ●「世界行動計画」を採択	●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題担当室設置 ●婦人問題企画推進会議設置		
1976年 (昭和51年)	●「国連婦人の十年」 スタート	●育児休業法施行（女子教 員、看護婦、保母を対象） ●民法の一部を改正する法律 成立（離婚復氏制度）		
1977年 (昭和52年)		●国内行動計画策定		
1978年 (昭和53年)		●国内行動計画第1回報告書 発表	●北海道婦人行動計画策定	
1979年 (昭和54年)	●女子差別撤廃条約採択			
1980年 (昭和55年)	●国際婦人の十年中間年世界 会議（於コペンハーゲン） 開催	●国内行動計画第2回報告書 発表 ●女子差別撤廃条約への署名 決定		
1981年 (昭和56年)	●女子差別撤廃条約発効	●民法及び家事審判法の一部 を改正する法律施行（配偶 者の法定相続分引上げ） ●国内行動計画後期重点目標 発表	●北海道婦人行動計画推進協 議会設立（昭和62年北海道 女性の自立プラン推進協 議会に改称）	
1983年 (昭和58年)		●婦人問題審議会婦人労働部 会「男女平等法審議」中間 報告		●婦人問題を学ぶ会発足
1984年 (昭和59年)	●ナイロビ世界会議のための エスカップ地域政府準備会 議（於東京）開催		●北海道婦人行動計画後期 推進方策策定	
1985年 (昭和60年)	●国連婦人の十年ナイロビ世 界会議（於ナイロビ）開催 ●婦人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略採択	●国籍法及び戸籍法の一部を 改正する法律成立（国籍の 父母両系主義等） ●男女雇用機会均等法成立 ●労働基準法一部改正 ●女子差別撤廃条約批准	●北海道婦人問題研究懇話会 を北海道女性会議に改組	
1986年 (昭和61年)		●婦人問題企画推進有識者会 議設置 ●男女雇用機会均等法施行 ●国民年金法等の一部を改正 する法律施行（女性の年金 権の確立）		
1987年 (昭和62年)		●「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定	●北海道女性の自立プラン 策定	

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
1988年 (昭和63年)			●審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定	
1989年 (平成元年)	●1994年を国際家族年とすることを採択			
1990年 (平成2年)	●ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択	●「西暦2000年に向けての国内行動計画」の見直し方針決定		
1991年 (平成3年)	●海外経済協力基金（OECD）「開発と女性」配慮のための指針策定	●育児休業法成立 ●「西暦2000年に向けての国内行動計画」第1次改定	●北海道立女性プラザ開設	●「婦人問題を学ぶ会」が「北海道女性の自立プラン 岩見沢推進協議会」と改称
1992年 (平成4年)		●育児休業法施行 ●婦人問題担当大臣の任命		
1993年 (平成5年)		●中学校で家庭科の男女必修実施 ●パートタイム労働法施行		
1994年 (平成6年)	●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（於ジャカルタ）開催 ●国際人口開発会議（於カイロ）開催	●高等学校での家庭科の男女必修実施 ●男女共同参画室設置 ●男女共同参画審議会設置 ●男女共同参画推進本部設置		●北海道女性の自立プラン 岩見沢推進協議会が『岩見沢の女性史「あかだもの里」』発行 ●婦人青少年課から女性青少年課へ改組
1995年 (平成7年)	●第4回世界女性会議（於北京）開催 ●「北京宣言及び行動綱領」採択	●育児休業法改正（介護休業制度の法制化）	●北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 ●北海道男女共同参画推進本部の設置	
1996年 (平成8年)		●男女共同参画2000年プラン策定		
1997年 (平成9年)		●男女雇用期間均等法改正	●北海道男女共同参画プラン策定 ●北海道の女性の自立プラン 推進協議会が北海道男女共同参画プラン推進協議会に改称	●北海道女性の自立プラン 岩見沢推進協議会が北海道男女共同参画プラン推進協議会に改称
1998年 (平成10年)		●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申		
1999年 (平成11年)		●「男女共同参画基本法」施行		●女性情報誌「いわみざわの女性」を創刊
2000年 (平成12年)	●国連特別総会女性2000年会議（於ニューヨーク）開催	●「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)		●内閣府男女共同参画局設置 ●配偶者暴力防止法施行 ●育児・介護休業法一部改正	●北海道男女平等参画推進条例施行	

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ●北海道男女平等参画基本計画策定 ●審議会等への女性委員の登用目標率を30%に改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「岩見沢市男女共同参画計画」策定
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法成立 		<ul style="list-style-type: none"> ●女性情報誌「いわみざわの女性」が、いわみざわ男女共同参画マガジン「ア・ライク」と改称、創刊 ●教育部局から市長部局へ所管が移行し、企画政策室に男女共同参画担当主幹を配置 ●北海道男女共同参画プラン岩見沢推進協議会が男女共同参画いわみざわに改称 ●「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」会員募集
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法改正 		<ul style="list-style-type: none"> ●企画政策室から住民自治対策室へ改組 ●「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」設立
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(於ニューヨーク)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●改正育児・介護休業法施行 ●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ●女性の再チャレンジ支援プラン決定 		<ul style="list-style-type: none"> ●住民自治対策室から住民自治・男女共同参画推進室へ改組 ●「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」意見集約
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女雇用機会均等法改正 ●女性の再チャレンジ支援プラン改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●岩見沢市男女共同参画実践プラン策定庁内検討会設置
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ●改正男女雇用機会均等法施行 ●パートタイム労働法改正 ●配偶者暴力防止法改正 ●ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●「いわみざわ男女共同参画実践プラン」策定 ●住民自治・男女共同参画推進室から企画室へ改組
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ●改正パートタイム労働法施行 ●改正配偶者暴力防止法施行 ●次世代育成支援対策推進法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次北海道男女平等参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性のためのステップアップ講座」開始
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ●改正次世代育成支援対策推進法施行 ●育児・介護休業法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画策定 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)(於ニューヨーク)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●改正・育児介護休業法施行 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意 ●男女共同参画基本計画(第3次)策定 		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足 			

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
2012年 (平成24年)	●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	●『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定		●第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定
2013年 (平成25年)		●配偶者暴力防止法改正		●企画財政部企画室から総務部市民連携室へ所管が移行
2014年 (平成26年)	●第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	●次世代育成支援対策推進法改正 ●パートタイム労働法改正	●第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画策定	
2015年 (平成27年)	●国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）（於ニューヨーク）開催	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立・一部施行 ●男女共同参画基本計画（第4次）策定		
2016年 (平成28年)		●男女雇用機会均等法改正 ●育児・介護休業法改正 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行	●北海道女性活躍推進計画策定	
2017年 (平成29年)		●改正男女雇用機会均等法施行 ●改正育児・介護休業法施行		●「女性のためのステップアップ講座」の対象を男性にも拡大し改称
2018年 (平成30年)		●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律策定	●第3次北海道男女平等参画計画策定	
2019年 (令和元年)	●「男女平等に関するパリ宣言」（G7パリサミット）	●女性活躍推進法改正 ●配偶者暴力防止法改正		●男女共同参画に関する意識調査実施 ●岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会設置 ●第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定着手
2020年 (令和2年)		●改正女性活躍推進法一部施行 ●改正配偶者暴力防止法施行 ●男女共同参画基本計画（第5次）策定		
2021年 (令和3年)				●第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定 ●生理の貧困対策事業開始
2022年 (令和4年)		●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定		
2023年 (令和5年)		●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」制定 ●配偶者暴力防止法改正（保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰強化）		●岩見沢市パートナーシップ宣誓制度開始
2024年 (令和6年)		●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		●男女共同参画に関する意識調査（中間見直しアンケート）実施

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
2025年 (令和7年)		●「困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律」 一部改正（刑法等の改正）		●第3次いわみざわ男女共同 参画実践プラン（中間見直 し版）策定着手
2026年 (令和8年)				●第3次いわみざわ男女共同 参画実践プラン（中間見直 し版）策定

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

最終改正 平成十一年法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に

連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条繰下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条繰下)

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三

項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定められたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の前日にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=令和八年四月一日)

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正 令和七年法律第六十三号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職すること

が多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（令七法六三・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生

活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（令七法六三・一部改正）

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関

する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

ない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したと

き。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二

の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正、令四法一二・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条線下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画

（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及

び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するも

のとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者
(令元法二四・旧第三十條繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者
(令元法二四・旧第三十一條繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二條繰下・一部改正)

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三條繰下・一部改正)

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四條繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定

(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項

及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げ

る改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを

含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年

三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」)の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正 令和五年法律第五十三号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被

害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市

町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令

(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条

において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠

としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴

力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身

体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しを

したときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十條第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百二十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百二十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の第二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判	調書

	所書記官が作成する電磁的記録をいう。（以下同じ。）	
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六條第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十條第一項から第四項まで、第十	配偶者	特定関係者

<p>条の二、 第十一条 第二項第 二号及び 第三項第 二号、第 十二条第 一項第一 号から第 四号まで 並びに第 二項第一 号及び第 二号並び に第十八 条第一項</p>		
<p>第十条第 一項、第 十条の二 並びに第 十二条第 一項第一 号及び第 二項第一 号</p>	<p>離婚をし、又は その婚姻が取り 消された場合</p>	<p>第二十八条の二に 規定する関係を解 消した場合</p>

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄
(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力

を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(施行の日=令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間

は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五法律五三)抄

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和七年政令第二六二号で令和七年一〇月一日から施行)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

最終改正 令和四年法律第五十二号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援セン

ターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の

提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が

自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八(令四法五二)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令

の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン（中間見直し版）

発 行 岩見沢市 市民環境部 市民連携室 男女共同参画担当
〒068-8686
北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL 0126-35-4271（直通）
FAX 0126-23-9977
E-mail danjo@city.iwamizawa.lg.jp
URL <https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>
発行年月 令和8年（2026年）4月

